応募につながる「職場の魅力」を、来所者へ直接PR

求人を出すだけで、終わっていませんか？

1階ロビー・待合スペースの

デジタルサイネージを活用しませんか？

求職者が待つ時間に、職場の雰囲気や仕事の魅力を動画で分かりやすく届けます。

約1か月、動画で繰り返し掲示



動画なら、こんな魅力が伝わります。

01	02	03
働いている様子	職場の雰囲気	事業所のPR

応募がなかなか来ない

会社のことをもっと知ってほしい

そんな事業所の皆さまへ　まずは「相談」からでも大丈夫です。

⑨番窓口「企業支援部門」へ

ハローワーク一宮　☎0586-45-2048（31#）

動画の作成内容や掲示方法について、お気軽にご相談ください。

イラストは生成ＡＩを利用して作成しています。

掲示サービスのご利用案内

お申し込み前に、以下の条件と動画仕様をご確認ください。

1 対象事業所

- 「一宮公共職業安定所電子看板掲示サービス利用規約」に承諾している
- 有効中の求人がある（派遣・請負は除く）
- 就業場所が管内にある

2 動画仕様

最長 60秒　　mp4

1080×1920｜9：16（縦型）

3 掲示期間

約1か月

掲示終了後3か月は再掲示不可

4 掲示可能なPR内容

- 社員募集のために作成された内容（商品広告等は不可）
- 公正な採用を妨げない内容（性別・年齢の指定等は不可）

必ず入れる4項目　企業名 ｜ 就業場所 ｜ 募集職種名 ｜ 仕事内容

※音声付き動画も可能です

伝わりやすいPRのヒント

- 求職者へのPRメッセージ
- 働いている様子・職場の雰囲気
- ロゴ・外観・HPアドレス
- 事業所PR・平均勤続年数・離職率
- 休日・福利厚生・有給消化率
- 社内検定制度の有無
- 職場見学・体験の可否
- 就業時間の相談可否（パート）
- 所定外労働時間の有無

詳細・お申し込み：⑨番窓口「企業支援部門」へ

※掲示期間は安定所の都合により変更する場合があります。

R0811　ハローワーク一宮

一宮公共職業安定所電子看板利用申請書

一宮公共職業安定所長　様

一宮公共職業安定所の電子看板への掲示について、裏面の「一宮公共職業安定所電子看板掲示サービス利用規約」を承諾し利用を申請します。

１　映像情報の公開にあたり、以下のことを確認しました。

※　確認項目にチェック ☑ を入れてください。

☐　映像情報の著作権は求人者にある、又は、映像情報の著作権は求人者にはないが著作権者から公開の承諾を得た。

☐　映像情報の肖像権を保有する第三者はいない、又は、映像情報の肖像権を保有する第三者がいるが本人に公開の承諾を得た。

☐　映像情報に関するすべての事についての責任は求人者に帰することを承諾します。

２　電子看板への掲示にあたり、以下のことを確認しました。

※　確認項目にチェック ☑ を入れてください。

☐　拡張子は mp4 です。

☐　データは 60 秒以内です。

☐　求人募集に関する内容となっています。

☐　提出した DVD は返却不要です。

令和　　年　　月　　日

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

一宮公共職業安定所電子看板掲示サービス利用規約

本規約は、一宮公共職業安定所（以下「ハローワーク一宮」という。）が当施設に設置した電子看板（以下「デジタルサイネージ」という。）の掲示サービスの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用者資格）

第１条　ハローワーク一宮は、本規約に同意した者（以下「利用者」という。）に対して、本サービスを許可する。

（利用料）

第２条　本サービスの利用料は無料とする。ただし、本サービスを利用するための DVD、データ作成等の費用は利用者が負担するものとする。

（利用基準）

第３条　利用者は、以下の基準をもって、本サービスを利用することとする。

(1) 利用者は、ウイルス感染等のセキュリティ侵害が発生していない安全な端末（サポートが終了した OS を搭載した端末の利用は禁止する。）で、デジタルサイネージへの掲示データ（以下「データ」という。）を作成すること。

(2) データは最長 60 秒とすること

(3) 映像は以下のフォーマットで作成すること。

拡張子は mp4、
動画コーデックは H.264MP/HP@L4
音声コーデックは AAC、AC-3、MP3
動画コーデックと音声コーデックの両方が対応する必要があり、1080p30Hz までの動画ファイルが再生可能。

(4) 利用者はデータを DVD に書き込み、「一宮公共職業安定所電子看板利用申請書」を添えて提出すること。

（掲示決定）

第４条　掲示の可否及び掲示期間はハローワーク一宮が決定する。

（知的財産権等）

第５条　本サービスに係る著作権、商標権その他一切の知的財産権及びその他財産権は、全てハローワーク一宮に帰属する。

このため、提出された DVD の返却は行わない。

（禁止事項）

第６条　利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下に掲げる行為をすることはできない。

(1) ハローワーク一宮又は第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ等、他者の一切の知的財産権を侵害する行為
(2) ハローワーク一宮に来所する者（以下「来所者」という。）及び他の利用者に不快感を与える行為
(3) 他人の信用若しくは名誉を棄損し、又は他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為
(4) 本サービスの提供若しくは他の利用者による本サービスの利用を妨害し、又はそれらに支障をきたす行為
(5) 法令又は公序良俗に反する行為
(6) その他、就職活動以外の目的で本サービスを利用する等、ハローワーク一宮が不適切と判断する行為

（免責）

第７条　ハローワーク一宮は、本サービスの不具合及び本サービスが中断なく稼働することに対する保証はしない。また、特定の目的に対する適応性、知的財産権その他の権利の侵害等に対しても保証しない。さらに、ハローワーク一宮は、本サービスにいかなる不備があっても、それを回復・訂正等する義務を負わない。

２　ハローワーク一宮は、利用者が本サービスを利用するためにおこなったデータ作成等について生じたトラブル、又は利用できなかったことにより生じた損害、トラブル等について、いかなる責任も負わない。

３　ハローワーク一宮は、以下に掲げる場合（利用者の情報の消失、棄損等を含むがこれらに限定されない。）において、利用者に生じる損害やトラブルに関して、その原因如何を問わず、いかなる責任も負わない。

(1) ハローワーク一宮が本サービスを変更、又は本サービスの利用を中止した場合。
(2) 本サービスにおいて、利用者同士又は利用者と第三者の間で、法令又は公序良俗に反する行為、名誉棄損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷等が生じた場合

４　ハローワーク一宮は、本サービスを利用して確認できる情報等について、明示又は黙示を問わず、その正確性、完全性、最新性及びその品質等について保証しない。

また、ハローワーク一宮は、本サービス利用上で表示される情報等及びその変更、更新等に関連して、利用者に損害、トラブル等が生じた場合であっても、一切責任を負わない。

５　本サービスにおいて、利用者が提出したデータが本規約に定める事項に一つでも違反した場合、ハローワーク一宮は、第８条第２項の定めに従って本サービスの利用を中止させる場合があるが、それによって生じた一切の損害に関していかなる責任も負わない。

６　ハローワーク一宮は、本サービスの仕様に関する質問には一切答えない。

７　天変地異、通常講ずべき対策では防止できない第三者からの攻撃、その他、ハローワーク一宮の責によらない事由によって本サービスの運営が遅延又は中止された場合、これによって利用者に発生した一切の損害について、ハローワーク一宮は責任を負わない。

（サービスの中止）

第８条　ハローワーク一宮が必要と認める場合、ハローワーク一宮はなんら周知をおこなうことなく、本サービスの機能の全部又は一部を中止又は終了することがある。

なお、当該中止又は終了により利用者に損害が生じた場合であっても、ハローワーク一宮はいかなる責任も負わない。

２　利用者が本規約に定める事項のうち、一つでも違反した場合、ハローワーク一宮は通知等をおこなうことなく当該利用者との間において本規約を解約し、当該利用者に本サービスの利用を中止させることができる。

（本規約の変更）

第９条　ハローワーク一宮は、利用者の承諾なしに、本規約を変更することができるものとする。なお、本規約の変更後に本サービスを利用した場合、利用者は当該変更について同意したものとみなす。

（損害賠償）

第 10 条　利用者が本規約に違反した結果、ハローワーク一宮が損害を被った場合、その損害は利用者が負担するものとする。

（法令等の遵守）

第 11 条　利用者は本サービスの利用にあたって、本規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則及び命令等を遵守するものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第 12 条　本規約に関する準拠法は日本法とする。また、本規約又は本サービスに関連してハローワーク一宮と利用者間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は令和４年３月１日から施行するものとする。

本規約は令和７年３月１日から施行するものとする。